

要請対象大規模施設内のテナント事業者様 各位

大阪府知事 吉村 洋文
(大阪府大規模施設等協力金 申請事務局)

大阪府大規模施設等協力金の申請手続きにおける
「テナントリスト」の作成について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置（令和3年4月25日から5月31日まで）に伴う休業要請にご協力賜り誠にありがとうございます。

休業要請に応じた建築物の床面積1,000㎡を超える大規模な集客施設の運営事業者と、それに伴い当該大規模施設に賃貸借契約に基づき出店し営業する店舗を休業したテナント事業者等を対象とする「大阪府大規模施設等協力金」について、令和3年6月17日（木）から申請受付を開始します。

本協力金は休業した面積に応じた算定となりますので、大阪府では、施設の運営事業者とテナント事業者の休業面積を重複なく整理するとともに、賃貸借契約関係、休業実績等について、双方で確認いただき、その他申請に必要な事項とあわせて一覧にした「テナントリスト」を提出いただく手続きとします。

さらに、テナント事業者が、自店舗にかかる協力金振込先口座情報の「テナントリスト」への記載に同意し、大規模施設の運営事業者が一括申請することで、テナント事業者は別途個別に申請する必要なく、審査の後、支給決定された場合、大阪府（協力金申請事務局）から直接リスト掲載の振込先口座に協力金が振り込まれます。

つきましては、この点を踏まえ、「テナントリスト」の作成及び振込先口座情報の「テナントリスト」への掲載について、ご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。

本協力金は、大阪府が実施する「第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（注）」や、国（経済産業省）が実施する「月次支援金」など、今回の緊急事態措置に伴う他の事業者支援金等との重複受給はできません。よって、振込先口座情報の「テナントリスト」への掲載の同意をもって、他の事業者支援金等の支給を受けていない、又は申請予定がないことの確認とします。

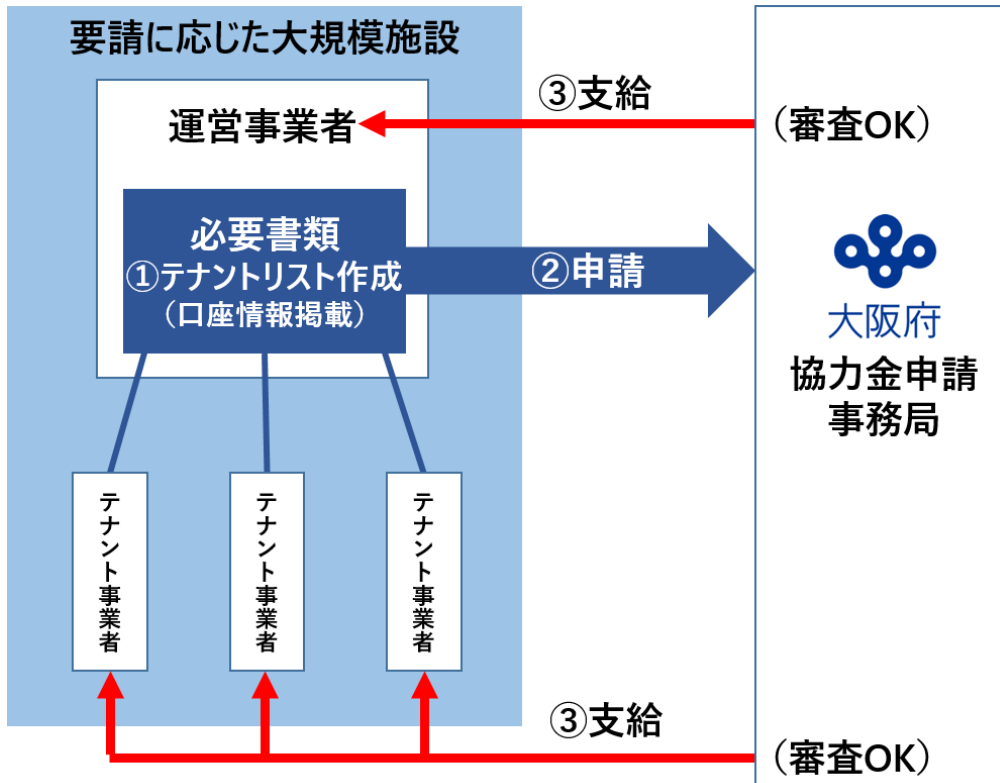
（注）食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店が、要請に応じ本来の営業時間を20時まで短縮した場合、当該店舗のテナント事業者は、「第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の支給対象になる場合がありますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

（問い合わせ先）

- ・「大阪府大規模施設等協力金」ホームページの“よくあるお問い合わせ（FAQ）”をご確認ください。
- ・「大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター」06-7166-9987（平日9:00-18:00）

(参考) 申請手続き

(1) 振込先口座情報を含むテナントリストを活用した申請手続き (イメージ)



(2) テナントリストを活用した申請手続き (イメージ)

